

平成 26 年における「秋のレビュー」の指摘事項に対する

各府省の対応状況

(平成 27 年 1 月 26 日時点)

【簡略版】

平成26年度「秋のレビュー」対象事業

・ 地方の創生・活性化に関連する事業	3
・ 女性活躍・子育て支援に関連する事業	9
・ 時代に即した国勢調査の実施手法の在り方	13
・ 国際機関への拠出金等に関するPDCAサイクルの在り方	14
・ 東京オリンピック・パラリンピックに向けた選手強化に関する事業の在り方	16
・ 大学における理工系人材育成の在り方	18
・ 介護報酬改定における介護職員の処遇改善と社会福祉法人の在り方	19
・ 医薬品に係る国民負担の軽減	21
・ 水産業・漁村の多面的機能発揮のために国が果たすべき役割	23
・ 石油製品の品質を確保するための手法の在り方	25
・ 商店街活性化施策の在り方	27
・ 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保	29
・ 地球温暖化対策に関するPDCAサイクルの在り方	30
・ 基金に関する事業	32

担当府省名	内閣官房	
テーマ等	地方の創生・活性化に関連する事業	
指摘事項	・今般のレビューにおいては、パラマキ型の投資や縦割り・重複を排除する等の観点からいくつかの事業を抽出して点検したところであり、その改善点等は以下のとおりであるが、①<u>その他の事業についても、的確な成果目標の設定や成果実績の厳格な検証を行うとともに、②同じような目標・手法の施策は統合し、効果的・効率的に実施するなど、各省の縦割りを排除し、ワンストップ型の政策を展開すべきではないか。</u>	
個別項目	平成 27 年度政府予算案閣議決定時までに決定・実施した内容	
・今般のレビューにおいては、パラマキ型の投資や縦割り・重複を排除する等の観点からいくつかの事業を抽出して点検したところであり、その改善点等は以下のとおりであるが、①<u>その他の事業についても、的確な成果目標の設定や成果実績の厳格な検証を行うとともに、②同じような目標・手法の施策は統合し、効果的・効率的に実施するなど、各省の縦割りを排除し、ワンストップ型の政策を展開すべきではないか。</u>	・まち・ひと・しごと創生法に基づき、平成 27 年度からの 5 ヶ年間における、まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策の基本的方向、具体的な施策を取りまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成 26 年 12 月 27 日閣議決定。 ・同日、閣副第 979 号「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について（通知）」により、各自治体に総合戦略の策定を要請。 ① 同戦略に盛り込まれた政策パッケージには、短期・中期の政策目標が明示されており、国は、それぞれの進捗をアウトカム指標を原則とした重要業績評価指標で検証し、改善する仕組み（PDCA サイクル）を確立することとしている。 ② 国は、各地域の取組を支援する施策を用意するに当たり、各地域の取り組みやすさに配慮しつつ、関係施策の目標、内容や条件等を関係府省庁間で統一又は整理し、可能な限りパッケージ化するとともに、ワンストップ型の執行体制の整備に努める。また、各地域の特性を活かした個性あふれた地方創生が実現されることを目指し、全国一律ではなく、各地域が必要な施策を選択できるよう、支援施策のメニュー化及びホームページの活用等による各府省庁の支援施策の一元的な情報提供やマッチングを進めることとしている。	

担当府省名	内閣府
テーマ等	地方の創生・活性化に関連する事業（計画に基づく交付金等）
指摘事項	（計画に基づく交付金等） ・地域再生基盤強化交付金については、縦割りを排除し、省庁の所管を超える一体的な整備を支援できる枠組みとなっている点において評価し得る。しかしながら、その前提となる「地域再生計画」については、計画の最終年度まで中間目標が置かれず検証されない計画が多数あることから、①中間目標を置いて、進捗状況を検証できる仕組みとするとともに、無駄な事業が盛り込まれていないか検証すべきではないか。 ・総合特区推進調整費の前提となる総合特別区域計画については、計画開始１年後に中間目標を設定する仕組みとなっているが、②計画策定段階から中間目標を設定することが、より合理的ではないか。 ・総合特区推進調整費は、本来、各省の予算制度を活用した上で不足する場合に、各省の予算制度での対応が可能となるまでの間、補完的に措置される調整費である。しかしながら、現状では、事業開始後２～３年が経過しても、全額又は大部分が調整費で執行されている事業が多数あるなど、本来の補完的な役割を逸脱した使われ方となっている。このため、③調整費の執行を初年度に限る等、より明確、具体的な制限を加え、運用改善を図るべきではないか。
個別項目	平成 27 年度政府予算案閣議決定時までに決定・実施した内容
地域再生基盤強化交付金については、縦割りを排除し、省庁の所管を超える一体的な整備を支援できる枠組みとなっている点において評価し得る。しかしながら、その前提となる「地域再生計画」については、計画の最終年度まで中間目標が置かれず検証されない計画が多数あることから、①中間目標を置いて、進捗状況を検証できる仕組みとするとともに、無駄な事業が盛り込まれていないか検証すべきではないか。	指摘を踏まえ、地方公共団体が行う中間評価の実施のための評価規定を設け、計画作成段階で中間目標を置いて、進捗状況を検証出来る仕組みを設けることとする。また、無駄な事業が発生しないようチェック機能を強化することとする。 平成 27 年度新規地域再生計画の認定等から制度改善を図るため、交付金に係る基本的な枠組みを定めた「地域再生基盤強化交付金に係る基本大綱」を平成 27 年 1 月 14 日に改正した。 「中間目標を置いて、進捗状況を検証できる仕組みとするとともに、」については、地方公共団体が行う中間評価の実施のための評価規定を基本大綱に追記し、内閣総理大臣は地方公共団体から評価結果の報告を受けたときは、必要に応じて地域再生計画の見直し等を含む助言を行うこととし、中間目標を置いて、進捗状況を検証できる仕組みを創設した。 「無駄な事業が盛り込まれていないか検証すべきではないか。」については、現在実施中の地域再生計画に基づく交付金事業については、関係省庁の他補助事業の計画等との整合性等を再確認すると共に、今後、新規採択するに当たっては、関係省庁の他補助事業の計画等との整合性等を地域再生計画の自己評価項目として設定する。地方公共団体よりその評価結果を提出させ、内閣総理大臣が必要な助言を行うことにより無駄な事業が発生しないよう徹底する。
・総合特区推進調整費の前提となる総合特別区域計画については、計画開始１年後に中間目標を設定する仕組みとなっているが、②計画策定段階から中間目標を設定することが、より合理的ではないか。	総合特区は、直近で平成 25 年 9 月に 4 次指定を行ったところ、総合特別区域基本方針において「当面、以降の指定は見合わせるもの」としている。現在、全ての特区において中間目標は設定済みであるが、仮に今後、総合特別区域基本方針を改正し、新規の指定を行うこととした場合には、計画作成段階で中間目標を設定し、計画認定時に示すこととする。

・総合特区推進調整費は、本来、各省の予算制度を活用した上で不足する場合に、各省の予算制度での対応が可能となるまでの間、補完的に措置される調整費である。しかしながら、現状では、事業開始後２～３年が経過しても、全額又は大部分が調整費で執行されている事業が多数あるなど、本来の補完的な役割を逸脱した使われ方となっている。このため、<u>③調整費の執行を初年度に限る等、より明確、具体的な制限を加え、運用改善を図るべきではないか。</u>	指摘を踏まえ、調整費による財政支援措置について、初年度に限る等具体的な制限を加え、運用基準を明確化することにより、運用改善を図ることとする。 「総合特区推進調整費の使途等に関する基準について」を１月１３日に変更し、下記運用基準を明記するとともに、各府省及び総合特区の指定自治体に対して周知した。 ○ 調整費を活用した支援は、事業ごとに初年度に限る。 ○ 調整費を活用した支援は、関係府省が予算措置している事業を対象とする。ただし、関係府省の予算制度で予算措置できない場合において、次のいずれにも該当する事業はこの限りでない。 ・ 予算編成後や当初予算配分後、規制・制度改革が実現したこと、規制の特例措置に係る国と地方の協議が調ったこと等の事由により、実施が可能となった事業。 ・ 閣議決定又は閣議了解された政府の基本方針、計画等に盛り込まれた施策に係る事業であって、当該事業の費用に比してその経済的効果が特に高いと見込まれる事業。
--	--

担当府省名	総務省
テーマ等	地方の創生・活性化に関連する事業（地域の活性化のための補助金等）
指摘事項	（地域の活性化のための補助金等） ・「過疎地域等自立活性化推進交付金」「都市農村共生・対流総合対策交付金」「山村振興交付金」「集落活性化推進事業費補助金」の4つの補助金等については、複数ある事業メニューの一部にしか対応しない成果目標となっていたり、事業の成果と関連が薄いマクロな指標での成果目標となっていたりするなど、いずれも成果目標の設定が適切でないと認められる。<u>①事業効果が測定できるような定量的成果目標を設定するとともに、成果実績を厳格に検証すべきではないか。</u> ・これらの補助金等の間には、同一の事業を補助対象とするなど、重なる部分が認められるが、<u>②政策効果を最大限に発揮する観点から、その重なり合いの排除を進めるべきではないか。</u>また、<u>③将来的に補助金自体の統合をできる限り図るべく検討を進めるとともに、自治体が最適な事業を選択できるよう、窓口の一元化を図るべきではないか。</u>
個別項目	平成 27 年度政府予算案閣議決定時までに決定・実施した内容
（地域の活性化のための補助金等） ・「過疎地域等自立活性化推進交付金」「都市農村共生・対流総合対策交付金」「山村振興交付金」「集落活性化推進事業費補助金」の4つの補助金等については、複数ある事業メニューの一部にしか対応しない成果目標となっていたり、事業の成果と関連が薄いマクロな指標での成果目標となっていたりするなど、いずれも成果目標の設定が適切でないと認められる。<u>①事業効果が測定できるような定量的成果目標を設定するとともに、成果実績を厳格に検証すべきではないか。</u>	指摘を踏まえ、事業効果が測定できるような定量的成果目標を設定し、平成 27 年度から反映させる。 現行の「過疎市町村の人口に対する転入者数の割合」から、「過疎市町村の人口に対する社会増減数（転入者数－転出者数）の割合」に見直しをすることとした。 また、それぞれの事業効果に結びつく指標として、事業実施主体ごとに把握した、整備施設の利用状況等を活用したサブ指標を設定することとした。
・これらの補助金等の間には、同一の事業を補助対象とするなど、重なる部分が認められるが、<u>②政策効果を最大限に発揮する観点から、その重なり合いの排除を進めるべきではないか。</u>また、<u>③将来的に補助金自体の統合をできる限り図るべく検討を進めるとともに、自治体が最適な事業を選択できるよう、窓口の一元化を図るべきではないか。</u>	指摘を踏まえ、平成 27 年度からは、農林水産省は農林水産業やそれを担う地域の振興、国土交通省は既存公共施設を活用した拠点づくり、といった専門的な分野に限定した補助等を行い、総務省はそれらの補助等を活用しない事業を対象に支援することで、それぞれの重複の排除を図る。 また、指摘を踏まえ、まち・ひと・しごと創生本部における議論の状況も踏まえつつ、将来的に補助金自体の統合をできる限り図るべく検討を進めるとともに、自治体が最適な事業を選択できるよう、平成 27 年度から窓口の一元化を図る。農林水産省の都市農村共生・対流総合対策交付金及び国土交通省の集落活性化推進事業費補助金を活用する事業は、総務省の過疎地域等自立活性化推進交付金の対象としないこと、集落課題に関する関係省庁連絡会の連携を強化することを要綱に記載することとした。 また、ワンストップ相談窓口を設置するとともに、集落課題に関する関係省庁連絡会における情報共有等の連携体制を強化することとした。

担当府省名	農林水産省
テーマ等	地方の創生・活性化に関連する事業（地域の活性化のための補助金等）
指摘事項	（地域の活性化のための補助金等） ・「過疎地域等自立活性化推進交付金」「都市農村共生・対流総合対策交付金」「山村振興交付金」「集落活性化推進事業費補助金」の4つの補助金等については、複数ある事業メニューの一部にしか対応しない成果目標となっていたり、事業の成果と関連が薄いマクロな指標での成果目標となっていたりするなど、いずれも成果目標の設定が適切でないと認められる。①事業効果が測定できるような定量的成果目標を設定するとともに、成果実績を厳格に検証すべきではないか。 ・これらの補助金等の間には、同一の事業を補助対象とするなど、重なる部分が認められるが、②政策効果を最大限に発揮する観点から、その重なり合いの排除を進めるべきではないか。また、③将来的に補助金自体の統合をできる限り図るべく検討を進めるとともに、自治体が最適な事業を選択できるよう、窓口の一元化を図るべきではないか。
個別項目	平成 27 年度政府予算案閣議決定時までに決定・実施した内容
（地域の活性化のための補助金等） ・「過疎地域等自立活性化推進交付金」「都市農村共生・対流総合対策交付金」「山村振興交付金」「集落活性化推進事業費補助金」の4つの補助金等については、複数ある事業メニューの一部にしか対応しない成果目標となっていたり、事業の成果と関連が薄いマクロな指標での成果目標となっていたりするなど、いずれも成果目標の設定が適切でないと認められる。①事業効果が測定できるような定量的成果目標を設定するとともに、成果実績を厳格に検証すべきではないか。	①指摘を踏まえ、「都市農村共生・対流総合対策交付金」の成果目標については、事業実施主体等において把握可能な成果目標として、地域活動を実施した後（3年後）の参加者の農山漁村への定着率及び施設利用人口の増加割合を追加。 「山村振興交付金」については、「都市農村共生・対流総合対策交付金」の下に整理・統合。成果目標については、山村活性化支援として所得や雇用の増加割合を設定。
・これらの補助金等の間には、同一の事業を補助対象とするなど、重なる部分が認められるが、②政策効果を最大限に発揮する観点から、その重なり合いの排除を進めるべきではないか。また、③将来的に補助金自体の統合をできる限り図るべく検討を進めるとともに、自治体が最適な事業を選択できるよう、窓口の一元化を図るべきではないか。	②指摘を踏まえ、農林水産省は農林水産業やそれを担う地域の振興、国土交通省は既存公共施設を活用した拠点づくり、といった専門的な分野に限定した補助等を行い、総務省はそれらの補助等を活用しない事業を対象に支援することで、それぞれの重なり合いを排除。 「都市農村共生・対流総合対策交付金」については、実施要綱第2（事業内容等）に、「農林水産業やそれを担う地域の振興を主目的とする取組に重点化する」との記載を追加することとした。「山村振興交付金」については、「都市農村共生・対流総合対策交付金」の下に整理・統合。 ③指摘を踏まえ、まち・ひと・しごと創生本部における議論の状況も踏まえつつ、将来的に補助金自体の統合をできる限り図るべく検討を進めるとともに、自治体が最適な事業を選択できるよう、平成 27 年度から窓口の一元化を図る。

担当府省名	国土交通省	
テーマ等	地方の創生・活性化に関連する事業（地域の活性化のための補助金等）	
指摘事項	（地域の活性化のための補助金等） ・「過疎地域等自立活性化推進交付金」「都市農村共生・対流総合対策交付金」「山村振興交付金」「集落活性化推進事業費補助金」の4つの補助金等については、複数ある事業メニューの一部にしか対応しない成果目標となっていたり、事業の成果と関連が薄いマクロな指標での成果目標となっていたりするなど、いずれも成果目標の設定が適切でないと認められる。<u>①事業効果が測定できるような定量的成果目標を設定するとともに、成果実績を厳格に検証すべきではないか。</u> ・これらの補助金等の間には、同一の事業を補助対象とするなど、重なる部分が認められるが、<u>②政策効果を最大限に発揮する観点から、その重なり合いの排除を進めるべきではないか。</u>また、<u>③将来的に補助金自体の統合をできる限り図るべく検討を進めるとともに、自治体が最適な事業を選択できるよう、窓口の一元化を図るべきではないか。</u>	
個別項目		平成 27 年度政府予算案閣議決定時までに決定・実施した内容
（地域の活性化のための補助金等） ・「過疎地域等自立活性化推進交付金」「都市農村共生・対流総合対策交付金」「山村振興交付金」「集落活性化推進事業費補助金」の4つの補助金等については、複数ある事業メニューの一部にしか対応しない成果目標となっていたり、事業の成果と関連が薄いマクロな指標での成果目標となっていたりするなど、いずれも成果目標の設定が適切でないと認められる。<u>①事業効果が測定できるような定量的成果目標を設定するとともに、成果実績を厳格に検証すべきではないか。</u>		指摘を踏まえ、事業効果が測定できるような定量的成果目標を設定し、平成 27 年度から反映させる。 現行の指標（全国の地方圏から大都市圏への転出者数に対する、大都市圏から地方圏への転入者数の比率）を見直し、事業実施主体（市町村）が把握可能で、かつ、施設の利用水準の変化等を測定できる指標を検討して、地区毎に把握した利用状況等を活用した指標を設定することとした。 また、あわせて、指標についての実績が計画に見合ったものとなっているか等を検証し、必要に応じて事業実施主体に対し助言等を行うこととした。
・これらの補助金等の間には、同一の事業を補助対象とするなど、重なる部分が認められるが、<u>②政策効果を最大限に発揮する観点から、その重なり合いの排除を進めるべきではないか。</u>また、<u>③将来的に補助金自体の統合をできる限り図るべく検討を進めるとともに、自治体が最適な事業を選択できるよう、窓口の一元化を図るべきではないか。</u>		実施要領に「地域産業の活性化及び地域間交流の活性化を図る」ことを主旨とした記載があるが、重複の排除のため、これを削除することとした。 また、ワンストップ相談窓口を設置するとともに、集落課題に関する関係省庁連絡会における情報共有等の連携体制を強化することとした。

担当府省名	内閣府、厚生労働省
テーマ等	女性活躍・子育て支援に関連する事業（待機児童解消加速化プラン）
指摘事項	・保育所のハード整備は重要であり、①地域のニーズや実情を踏まえつつ推進すべきではないか。優良事例などの積極的な情報発信により、②「保育コンシェルジュ」と同様の取組を他の地域に普及させることを通じ、利用者のニーズに沿った保育サービスの提供につなげるべきではないか。 ・評価の適正化の状況など地方の実情も踏まえつつ、③地方公共団体レベルで認可保育所の運営などに関する外部評価の実施状況の公表を推進し、評価の普及・促進を図り、保育の質の向上につなげていくべきではないか。④研修等を通じた評価機関の質の向上も重要であり、取組を進めるべきではないか。 ・保育施設・保育サービス等の充実により、女性の就業継続、新たな労働力の確保、消費者の確保等を通じて企業が裨益することに着目し、⑤新たな企業負担の在り方について検討し、これにより更に待機児童対策を含めた子育て支援を推進すべきではないか。その際、企業の裨益について相関を示していくことも重要ではないか。
個別項目	平成 27 年度政府予算案閣議決定時までに決定・実施した内容
保育所のハード整備は重要であり、①地域のニーズや実情を踏まえつつ推進すべきではないか。	地域のニーズや実情を基に策定された待機児童解消加速化計画に基づき、待機児童解消に積極的に取り組む自治体の保育所整備を支援する。平成 26 年度補正予算・27 年度予算により約 8 万人分の保育所等の整備を実施。
優良事例などの積極的な情報発信により、②「保育コンシェルジュ」と同様の取組を他の地域に普及させることを通じ、利用者のニーズに沿った保育サービスの提供につなげるべきではないか。	「保育コンシェルジュ」と同様の取組を「利用者支援事業」として推進し、利用者のニーズに沿った保育サービスの提供を図る。また、利用者支援事業の優良事例について、自治体との会議やホームページ等を通じて適宜情報発信する。 利用者支援事業は、平成 27 年度以降、地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施。各市町村における利用者支援事業の取組を促進すべく、平成 26 年 10 月にガイドラインを提示。また、都道府県を通じ、市町村子ども・子育て支援事業計画について報告を求め、同年 11 月 28 日の子ども・子育て会議において利用者支援事業を含む施設・事業毎の需給計画の進捗状況について公表した。 それに基づき、平成 27 年度においては、1,357 か所まで実施箇所数の拡充を図ることとしている。 この他、新たに妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な相談支援等を実施する「子育て世代包括支援センター」の運営等を支援する。（26 年度補正予算 50 か所、27 年度予算 150 か所）
評価の適正化の状況など地方の実情も踏まえつつ、③地方公共団体レベルで認可保育所の運営などに関する外部評価の実施状況の公表を推進し、評価の普及・促進を図り、保育の質の向上につなげていくべきではないか。④研修等を通じた評価機関の質の向上も重要であり、取組を進めるべきではないか。	第三者評価の受審を推進するため、5 年に 1 度の受審が可能となるよう、第三者評価の受審及び評価結果の公表を行った事業者に対して、受審料の半額程度を公定価格の加算として補助することとし、平成 31 年度末には、すべての事業者において受審・公表が行われることを目標とする。 また、子ども・子育て支援法に基づく情報公開制度の活用により、第三者評価の積極的な活用を促す。 評価機関の質の向上を図ることを目的として、平成 27 年度中に新たなガイドラインを策定する。 平成 27 年度から第三者評価の受審及び評価結果の公表を行った事業者に対する支援を実施。また、4 月施行予定の子ども・子育て支援新制度では、保育所等について、第三者評価の受審を努力義務とした。 研修等を通じた評価機関の質の向上を図る観点から、平成 26 年 4 月に改定した「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」及び平成 27 年度中に策定する新たなガイドラインの活用により、評価機関の質の向上を図り、都道府県等に対して通知を発出することで受審率の向上を促すことを検討していく。

保育施設・保育サービス等の充実により、女性の就業継続、新たな労働力の確保、消費者の確保等を通じて企業が裨益することに着目し、⑤新たな企業負担の在り方について検討し、これにより更に待機児童対策を含めた子育て支援を推進すべきではないか。その際、企業の裨益について相関を示していくことも重要ではないか。

子ども・子育て支援新制度における事業主負担については、制度立案時の議論を経て、拠出金の充当先及び上限が法定されたところ。
今後の事業主負担の在り方については、こうした経緯と、企業も含めて社会全体で子育てを支援するという観点からの、今回の指摘の両方を踏まえ、今後、引き続き検討する。

担当府省名	文部科学省、厚生労働省
テーマ等	女性活躍・子育て支援に関連する事業（うち放課後子ども総合プラン）
指摘事項	・教育部局と社会福祉部局との連携が未だ不十分であるほか、両者の責任関係が不明確であり、利用者の立場に立ったサービスの提供がなされているとは言い難い。例えば、⑥事業主体・手法の一本化も含め、両者の融合を更に推進すべきではないか。 ・地方公共団体レベルでの成果の検証の枠組みが明らかではなく、⑦地方公共団体レベルにおける事業計画と実施状況、その成果としての待機児童の数等を公表し、PDCA サイクルを確立すべきではないか。 ・また、現場レベルで教育部局と社会福祉部局の連携を強化するための協議会の設置を推進すべきであり、例えば、⑧協議会の設置を補助の条件とするなどのインセンティブ付与などを検討すべきではないか。
個別項目	平成 27 年度政府予算案閣議決定時までに決定・実施した内容
教育部局と社会福祉部局との連携が未だ不十分であるほか、両者の責任関係が不明確であり、利用者の立場に立ったサービスの提供がなされているとは言い難い。例えば、⑥事業主体・手法の一本化も含め、両者の融合を更に推進すべきではないか。	教育委員会と福祉部局において事故が起きた場合等について事前にガイドラインを策定するなど両方で連携している事例や放課後児童クラブと放課後子供教室の事業主体が一本化されている事例などを自治体説明会・ホームページを利用して周知を図り、質の向上を図る。 優良事例については引き続き収集する。また全国の自治体が開催する説明会において、放課後子ども総合プランに係る説明を行っているところであり、引き続き、優良事例の周知を図る。さらに、今年度中に厚生労働省、文部科学省で合同の説明会やホームページにおいても事例の提供などを行う予定である。また、来年度についても引き続き説明会の開催や事例の提供を図ることにより、教育委員会と福祉部局の連携の促進を図る。
地方公共団体レベルでの成果の検証の枠組みが明らかではなく、⑦地方公共団体レベルにおける事業計画と実施状況、その成果としての待機児童の数等を公表し、PDCA サイクルを確立すべきではないか。	定期的に文部科学省と厚生労働省で、自治体に対して調査を実施し、事業の進捗状況を把握するとともに、一体型の事業を実施した際の効果についても分析を行う。また、待機児童の数等の状況については、すでに毎年調査を実施し、公表しているところであるが、地方公共団体別の待機児童の数についても公表を開始した。引き続き、調査結果を公表するとともに、調査結果等を踏まえ、必要に応じて自治体への助言、指導を行うなど PDCA サイクルを確立し、両事業の取組を推進する。 待機児童の数、一体型の箇所数等を把握するための調査を平成 27 年度中に実施し、各自治体における現状・効果の分析等を行う予定である。また、待機児童の数等の状況について公表するとともに、調査結果を踏まえた対応策を検討する。（PDCA サイクルの確立）
また、現場レベルで教育部局と社会福祉部局の連携を強化するための協議会の設置を推進すべきであり、例えば、⑧協議会の設置を補助の条件とするなどのインセンティブ付与などを検討すべきではないか。	平成 27 年度において、新たに学校区毎の協議会の実施に必要な予算を盛り込むとともに、一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室を整備する場合には補助対象とする。また、一体型を整備する場合については、優先的に予算措置を行う。 平成 27 年度の放課後子供教室の実施要領において、一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室を整備する場合には、今まで補助対象外としていた学校区毎の協議会の設置に係る経費を補助対象とするなど、インセンティブを付与する予定である。また、放課後児童クラブが存在していない地域などの放課後子供教室を除き、両者が連携して実施することを補助の要件に加える。さらに、一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室を整備する場合については、優先的に予算措置を行うことなどについても実施要領に盛り込む予定である。

担当府省名	文部科学省、農林水産省
テーマ等	女性活躍・子育て支援に関連する事業（うち女性活躍・子育て支援に関連する個別事業）
指摘事項	・「輝く女性農業経営者育成事業」の「次世代リーダー育成塾」については、女性は6次産業の担い手として期待されるなど現状その意義は認められるものの、民間や地方における同様の取組、同業者や他の業種との公平性を踏まえれば、⑨受講者にも適切な自己負担を求めるとともに、時限的な取組とすべきではないか。 ・ミッションを含め⑩「次世代リーダー」の定義を明確にすることが必要ではないか。 ・研修の手法として、e-learning等を通じ⑪多数が参加できる基礎的な研修と参加者をリーダー等に限定する研修に分けて実施することも検討すべきではないか。⑫成果の横展開を図ることも重要ではないか。 ・「舞台芸術創造力向上・発信プラン」における子育て支援については、⑬舞台芸術関係者だけに保育費用を支援することは適切ではなく、やめるべきではないか。
個別項目	平成27年度政府予算案閣議決定時までに決定・実施した内容
「輝く女性農業経営者育成事業」の「次世代リーダー育成塾」については、女性は6次産業の担い手として期待されるなど現状その意義は認められるものの、民間や地方における同様の取組、同業者や他の業種との公平性を踏まえれば、⑨受講者にも適切な自己負担を求めるとともに、時限的な取組とすべきではないか。	平成27年度受講者から受講費を徴収することとし、実施期間については、28年度までとしたうえで、事業効果について検証する。
ミッションを含め⑩「次世代リーダー」の定義を明確にすることが必要ではないか。	指摘を踏まえ、「次世代リーダー」の定義を明確にする。（平成27年4月に事業実施要綱を改訂する予定）。次世代リーダーについて、「指導的地位を担うことができるような人材かつ認定農業者クラスの経営力を有する者であって、自己の経営発展を実現するだけでなく、地域農業の振興・活性化をリードする取組を積極的に行う者」と定義することとし、定義に基づき育成すべき者を受講生として選定することとした。
・研修の手法として、e-learning等を通じ⑪多数が参加できる基礎的な研修と参加者をリーダー等に限定する研修に分けて実施することも検討すべきではないか。⑫成果の横展開を図ることも重要ではないか。	平成27年度から、新たに各地域で多数が参加できる基礎的な研修を実施することとし、本研修へ参加していることを「次世代リーダー育成塾」受講のための応募要件とすることとした。 平成26年度の「次世代リーダー育成塾」の受講修了者を、基礎的な研修等に講師として派遣し、育成塾で得た成果を広めることとした。
「舞台芸術創造力向上・発信プラン」における子育て支援については、⑬舞台芸術関係者だけに保育費用を支援することは適切ではなく、やめるべきではないか。	指摘を踏まえ、「舞台芸術創造力向上・発信プラン」における子育て支援に係る経費は平成27年度政府予算案には計上しない。

担当府省名	総務省
テーマ等	時代に即した国勢調査の実施手法の在り方
指摘事項	・オンライン回答の導入は重要であるが、現在計画中の方法は、調査員の業務負担軽減、行政コスト効率化やオンライン回答率の向上などの面で取組が不十分であり、導入効果を最大化できるものとは言えない。このため、①ID配布時に世帯から要望があった場合には紙の調査票を配布する、IDや紙の調査票の配布方法について全国一律の方法ではなく地域の実情を勘案して選択できるようにするなどの見直しを行うべきではないか。また、②オンライン回答率を上げるためのインセンティブ付与の導入について検討すべきではないか。 ・③世帯への調査票の配布については、調査員による手渡しを単に継続するのではなく、次回の制度設計に向けて、費用対効果を見極めながら、マイナンバーの利用範囲の拡大状況も踏まえつつ、IDや調査票の配布の原則郵送化を進めるなど、時代の要請に即した手法を検討すべきではないか。 ・国勢調査の広報については、費用対効果が検証できる形となっているとは言い難い。このため、④費用対効果の検証のための計画をあらかじめ公表した上で、オンライン回答率の向上への寄与度を指標として設定し、アンケート調査等により検証すべきではないか。また、⑤今後の広報内容の重点化に資するよう、広報の狙いを明確にして、類型・媒体や対象ごとに、目的に応じて費用対効果を検証できるようにすべきではないか。
個別項目	平成 27 年度政府予算案閣議決定時までに決定・実施した内容
①ID配布時に世帯から要望があった場合には紙の調査票を配布する、IDや紙の調査票の配布方法について全国一律の方法ではなく地域の実情を勘案して選択できるようにするなどの見直しを行うべきではないか。	平成 27 年国勢調査において、全国一律の方法ではなく、地域の実情を勘案し、 ・ID配布時に世帯から要望のある場合には、紙の調査票への記入を可能とする、 ・IDや紙の配布方法について、町村等高齢者の多い地域などにおいては、IDと紙の調査票の同時配布を選択できることとする、 などの見直しを行う。 指摘内容を含め、業務の合理化を図り、指導員・調査員の稼働日数の見直しによる減（約 3 億 2 千万円）、審査事務等に係る見直しによる減（約 1 億 7 千万円）を行う。
②オンライン回答率を上げるためのインセンティブ付与の導入について検討すべきではないか。	平成 27 年国勢調査におけるオンライン回答率を上げるためのインセンティブとして、調査実施を行う市区町村に対し、オンライン回答率向上の貢献について表彰することを検討。また、世帯がオンライン回答を選択するためのインセンティブとしては、オンライン回答の利便性周知（回答時間短縮、回答入力支援等）を行いつつ、結果精度の向上、結果公表の早期化等の製表の効率化などへの理解を広報等により求めていく。 次々回調査（平成 32 年国勢調査）に向けては、平成 27 年国勢調査のオンライン回答状況等の内容分析を踏まえ、諸外国の状況を勘案しつつ、更なるインセンティブの向上策について、有識者や地方自治体と検討していく。
③世帯への調査票の配布については、調査員による手渡しを単に継続するのではなく、次回の制度設計に向けて、費用対効果を見極めながら、マイナンバーの利用範囲の拡大状況も踏まえつつ、IDや調査票の配布の原則郵送化を進めるなど、時代の要請に即した手法を検討すべきではないか。	平成 27 年国勢調査の実施状況や費用対効果、マイナンバー利用範囲の拡大状況等を踏まえつつ、次々回調査（平成 32 年国勢調査）に向けて、有識者や地方自治体との意見交換を実施するなど、調査手法の検討・実地における検証を行い、平成 31 年度中に結論を得て調査の実施計画をとりまとめる。
④費用対効果の検証のための計画をあらかじめ公表した上で、オンライン回答率の向上への寄与度を指標として設定し、アンケート調査等により検証すべきではないか。	平成 27 年国勢調査の広報効果の検証のための計画について、有識者による審議も踏まえ、調査実施までにあらかじめ公表する。また、オンライン回答率の向上への寄与度を指標として設定した上で、調査実施後に広報の効果測定（世帯を対象としたモニター調査等）を実施し、平成 28 年度中に結果をとりまとめる。
⑤今後の広報内容の重点化に資するよう、広報の狙いを明確にして、類型・媒体や対象ごとに、目的に応じて費用対効果を検証できるようにすべきではないか。	平成 27 年国勢調査の広報計画の作成に当たり、有識者による広報の実施方策、関係者への協力依頼等の検討等の審議も踏まえ、広報の狙いを明確化するとともに、調査実施後に、類型・媒体や対象ごとに、広報目的に応じた広報の効果測定（世帯を対象としたモニター調査等）を実施し、平成 28 年度中に結果をとりまとめる。

担当府省名	外務省
テーマ等	国際機関への拠出金等に関する PDCA サイクルの在り方
指摘事項	・我が国の国際協力の基本的な戦略・重点分野を踏まえ、①評価の基準・指標を明らかにした上で、拠出を行っている国際機関全般に対して、多面的・定量的な評価を行うとともに、②その評価結果を活用し、行政事業レビュー等を通じ拠出の妥当性を論理的に説明すべきではないか。また、③上記の評価の基準・指標は、二国間協力、多国間協力、国際機関経由の無償資金協力による事業に対して横串を通す形で適用することで、重複の排除等にも活用すべきではないか。 ・特に、我が国が個別のプロジェクトに④イヤマーク（使途特定）した任意拠出金については、国際機関に対する評価に加え、プロジェクトごとの成果及びこれに対する評価の公表を通じPDCAサイクルを強化すべきではないか。 ・国際機関のプロジェクトに対する評価に当たり、⑤少なくともイヤマーク（使途特定）されたプロジェクトについては、国際機関自身による評価も活用しつつ、我が国としての独自の評価を行うべきではないか。 ・国際機関や事業の評価に必要な情報を国際機関に求め、⑥評価の結果や評価の根拠となる国際機関からの報告・情報については、公開を原則として、積極的な開示を進めるべきではないか。また、⑦行政事業レビューシートやホームページにおいて、他国の拠出状況や国際機関の活動状況、イヤマーク（使途特定）されたプロジェクトの具体的な実施内容等について、積極的に公開すべきではないか。
個別項目	平成 27 年度政府予算案閣議決定時までに決定・実施した内容
・我が国の国際協力の基本的な戦略・重点分野を踏まえ、①評価の基準・指標を明らかにした上で、拠出を行っている国際機関全般に対して、多面的・定量的な評価を行うとともに、 ②その評価結果を活用し、行政事業レビュー等を通じ拠出の妥当性を論理的に説明すべきではないか。 また、③上記の評価の基準・指標は、二国間協力、多国間協力、国際機関経由の無償資金協力による事業に対して横串を通す形で適用することで、重複の排除等にも活用すべきではないか。	○ 指摘を踏まえ、国際機関に対する拠出等について、欧米等の主要ドナー国がどのように成果目標を設定し、その後、それをどのように評価・公表しているのか等の実態を詳細に把握し、部内検討に活用するため、在外公館を通じて各ドナー国の対応を照会する。 ○ 当該調査に加え、来年度にシンクタンク等を通じて本格的調査も実施しつつ、我が国としてのPDCAサイクルを検討・確立する。 ○ 上記の検討を踏まえ、国際機関全般に対して、多面的・定量的な評価を行い、これを平成 28 年度概算要求等に活用。 ○ 主要ドナー国である米、英、独、仏、伊の大使館に調査訓令を発出し、各国の対応につき照会中。 ○ 平成 26 年度補正予算や平成 27 年度当初予算においても、現時点で考え得る多面的な評価基準（現政権の重要外交課題を遂行していく上で有用か、組織・財政マネジメントは適切か、国際世論形成等にどの程度の影響力を及ぼすか、等）に照らして、国際機関を改めて評価。
・特に、我が国が個別のプロジェクトに④イヤマーク（使途特定）した任意拠出金については、国際機関に対する評価に加え、プロジェクトごとの成果及びこれに対する評価の公表を通じPDCAサイクルを強化すべきではないか。 ・国際機関のプロジェクトに対する評価に当たり、⑤少なくともイヤマーク（使途特定）されたプロジェクトについては、国際機関自身による評価も活用しつつ、我が国としての独自の評価を行うべきではないか。	○ 指摘を踏まえ、イヤマーク（使途特定）した任意拠出金については、プロジェクトの内容や成果目標等を公表し、実施後には成果目標の達成状況を評価し、適切な形で公表する。 ○ 平成 26 年度補正予算分から、イヤマーク（使途特定）した任意拠出金については、プロジェクトの内容や成果目標等を公表し、実施後には成果目標の達成状況を評価・公表する。

・国際機関や事業の評価に必要な情報を国際機関に求め、⑥評価の結果や評価の根拠となる国際機関からの報告・情報については、公開を原則として、積極的な開示を進めるべきではないか。	○ 国際機関全般に対して、多面的・定量的な評価を行い、評価結果について、適切な形での対外公表を予定。 ○ 評価の根拠となる国際機関からの報告・情報の公開については、主要ドナー国の対応についての調査結果を踏まえ、適切な情報公開に向けた検討を行う。 ○ 指摘を踏まえ、今後は、レビューシートにおいて、他国の拠出状況やプロジェクトの内容等の情報を公開。 ○平成 26 年度補正予算分については、補正予算の国会審議前までに、プロジェクトの内容や成果目標等を外務省ホームページにて公表予定。
また、⑦行政事業レビューシートやホームページにおいて、他国の拠出状況や国際機関の活動状況、イヤマーク（使途特定）されたプロジェクトの具体的な実施内容等について、積極的に公開すべきではないか。	

担当府省名	文部科学省
テーマ	東京オリンピック・パラリンピックに向けた選手強化に関する事業の在り方
指摘事項	(競技力向上事業について) ・東京オリンピック・パラリンピックにおけるメダル獲得数という目標だけでは事業効果を適時に検証できないと考えられることから、例えば、オリンピック以外の国内外の大会の成果など、①<u>年度ごとの目標を設定し、定期的に効果を検証すべきではないか。</u>また、②<u>メダル獲得数と合わせて、各種目の競技人口のすそ野の広がり等も定量的に測定し、検証すべきではないか。</u> ・③<u>各競技団体への補助については、一律全額補助とするのではなく、各競技団体の財政事情を考慮した補助とすべきではないか。</u>その際、<u>競技団体ごとに必要とされる強化費用の内訳を精査したうえで補助の金額を決めるべきではないか。</u>また、④<u>補助の配分に当たっては、各競技団体におけるコンプライアンス遵守態勢を考慮することにより、コンプライアンス遵守のインセンティブを高める工夫が必要ではないか。</u> (ナショナルトレーニングセンターの拡充整備) ・⑤<u>ナショナルトレーニングセンターの拡充整備の必要性や、その場合に必要な機能・規模を検討するに当たっては、地方の施設も含めた、既存の施設の有効活用の可能性、2020年東京オリンピック・パラリンピックにおける有用性、2020年以降の利用見込みなどを考慮すべきではないか。</u>
個別項目	平成27年度政府予算案閣議決定時までに決定・実施した内容
東京オリンピック・パラリンピックにおけるメダル獲得数という目標だけでは事業効果を適時に検証できないと考えられることから、例えば、オリンピック以外の国内外の大会の成果など、① <u>年度ごとの目標を設定し、定期的に効果を検証すべきではないか。</u>	(対応方針) 目標達成に向けた選手強化事業におけるPDCAサイクルを強化するため、年度毎の目標を設定し、定期的に成果を検証する。 (スケジュール) ○平成27年1月を目途に文部科学省に競技力向上事業の実施のための「競技力向上タスクフォース」(TF)を設置する。 ○TFでは、今後の選手強化の在り方について検討を行い、その中で、競技力向上事業の具体的な年度毎の目標設定や成果評価項目等について検討する。 ○検討結果等を、平成27年度(4月～)の競技力向上事業の実施に反映する。
② <u>メダル獲得数と合わせて、各種目の競技人口のすそ野の広がり等も定量的に測定し、検証すべきではないか。</u>	(対応方針) 日本代表選手の活躍は、国民のスポーツへの関心を高めることも目的としており、この観点からの成果を検証する。 (スケジュール) ○内閣府の世論調査又は文部科学省の委託調査により「体力・スポーツに関する世論調査」を実施。 ○当該調査により、国民のスポーツに関する意識を定量的に確認する。 ○次回の当該調査は、平成27年度に実施する。 ○上記取組に加え、団体毎のすそ野の広がり測定する年度毎の指標の設定及びその成果を検証する。
③ <u>各競技団体への補助については、一律全額補助とするのではなく、各競技団体の財政事情を考慮した補助とすべきではないか。</u> その際、 <u>競技団体ごとに必要とされる強化費用の内訳を精査したうえで補助の金額を決めるべきではないか。</u>	(対応方針) 財政状況等による競技団体の評価基準を設けることにより、自己負担分を捻出できる団体には応分の負担を求めるとともに、そうでない団体にはメダル獲得のために必要な選手強化活動に影響を与えないよう配慮する。 (スケジュール) ○平成27年1月を目途に文部科学省に競技力向上事業の実施のための「競技力向上タスクフォース」(TF)を設置する。 ○TFでは、今後の選手強化の在り方について検討を行い、その中で、競技力向上事業における競技団体への強化費配分の決定する際の評価項目に、財政状況に関する項目を設定し、団体に対して財政力を考慮した応分の負担を求めることを検討する。 ○検討結果等を、平成27年度(4月～)の競技力向上事業の実施に反映する。 ○その際、各団体の強化費用の内訳を十分に精査する。

④補助の配分に当たっては、各競技団体におけるコンプライアンス遵守態勢を考慮することにより、コンプライアンス遵守のインセンティブを高める工夫が必要ではないか。	(対応方針) 不適正な経理の防止を図るため、コンプライアンス態勢による評価基準を設けることにより、体制強化に対するインセンティブを高める。 (スケジュール) ○平成 27 年 1 月を目途に文部科学省に競技力向上事業の実施のための「競技力向上タスクフォース」(TF)を設置する。 ○TFでは、今後の選手強化の在り方について検討を行い、その中で、競技力向上事業における競技団体への強化費配分を決定する際の評価項目に、コンプライアンス態勢に関する項目を設定するとともに、透明性を確保するための執行体制の整備を検討する。 ○検討結果等を、平成 27 年度(4 月～)の競技力向上事業の実施に反映する。
⑤ナショナルトレーニングセンターの拡充整備の必要性や、その場合に必要な機能・規模を検討するに当たっては、地方の施設も含めた、既存の施設の有効活用の可能性、2020 年東京オリンピック・パラリンピックにおける有用性、2020 年以降の利用見込みなどを考慮すべきではないか。	「トップアスリートにおける強化・研究活動拠点の在り方についての調査研究に関する有識者会議」での最終報告(平成 27 年 1 月)を踏まえ、NTCの拡充整備に当たっては、今後必要となる施設整備全体の姿、重点的に強化が必要となる競技、財政コスト(財源確保策含む)、供用開始時期、2020 年以降の利用見込み等の観点から、既存施設の活用も含めた様々な選択肢の比較・検討を平成 27 年 3 月末までに行う。

担当府省名	文部科学省
テーマ	大学における理工系人材育成の在り方
指摘事項	・産業界のニーズの把握が十分でないほか、各大学の学部・大学院のカリキュラムがどの程度産業界のニーズに合っているのか、これらのカリキュラムのどのような点が問題となり得るのかなど、従来の理工系大学教育の問題点の検証が十分に行われているとは認められず、①より精緻な分析、検証を行うべきではないか。 ・理工系大学教育のシステム改革を達成するためには、本事業により実務家教員に職業教育プログラムを構築させるだけでは不十分と思われ、その他のいくつかの対策が必要と考えられることから、②50 大学で本事業を一斉に実施する前に、まずは、各大学・大学院が研究と教育のバランスをどのように考えているのかを含め、基礎的な調査を実施すべきではないか。その際、調査のために大学にプロジェクトを行わせるとしても、ごく少数の大学に絞って実施すべきではないか。
個別項目	平成 27 年度政府予算案閣議決定時までに決定・実施した内容
・産業界のニーズの把握が十分でないほか、各大学の学部・大学院のカリキュラムがどの程度産業界のニーズに合っているのか、これらのカリキュラムのどのような点が問題となり得るのかなど、従来の理工系大学教育の問題点の検証が十分に行われているとは認められず、①より精緻な分析、検証を行うべきではないか。	秋のレビューの指摘を踏まえ、全国の実態を把握せずに、「大学の自主性に任せた教育カリキュラム改善等の取組みを行なう一部大学に対して支援」を行う方策から、まずは全国の実態把握・検証を行い、結果を提示・公表する等、「文部科学省が主体となって、全国的に先導」する方策に改めた。 具体的には、文部科学省に産学官からなる有識者委員会を設置。同委員会の方針の下、<u>産業界が求める理工系人材像の把握・検証・確定、大学の教育・研究環境及び現行の教育カリキュラムの実態・課題・問題点の抽出、改善方策の検討、求められる人材像とカリキュラムのマッチング等、人材育成方策を検証するため、理工系学部を有する全 250 大学を対象にした調査研究を委託事業として実施。同委員会は、受託者からの進捗・結果報告を基に、平成 27 年度中に、目指す育成人材像を検証・確定。平成 28 年度以降は、必要に応じて教育カリキュラム等の改善方策の取りまとめ等に必要な追加調査を実施。同委員会の議論を経て、文部科学省が 250 大学に対して、育成すべき人材像のほか、カリキュラム改善方策等の各取りまとめ結果・確定事項を提示の上、公表する仕組みとした。</u>
理工系大学教育のシステム改革を達成するためには、本事業により実務家教員に職業教育プログラムを構築させるだけでは不十分と思われ、その他のいくつかの対策が必要と考えられることから、②50 大学で本事業を一斉に実施する前に、まずは、各大学・大学院が研究と教育のバランスをどのように考えているのかを含め、基礎的な調査を実施すべきではないか。その際、調査のために大学にプロジェクトを行わせるとしても、ごく少数の大学に絞って実施すべきではないか。	秋のレビューの指摘を踏まえ、全国の実態を把握せずに、「大学の自主性に任せた教育カリキュラム改善等の取組みを行なう一部大学に対して支援」を行う方策から、まずは全国の実態把握・検証を行い、結果を提示・公表する等、「文部科学省が主体となって、全国的に先導」する方策に改めた。 具体的には、文部科学省に産学官からなる有識者委員会を設置。同委員会の方針の下、<u>産業界が求める理工系人材像の把握・検証・確定、大学の教育・研究環境及び現行の教育カリキュラムの実態・課題・問題点の抽出、改善方策の検討、求められる人材像とカリキュラムのマッチング等、人材育成方策を検証するため、理工系学部を有する全 250 大学を対象にした調査研究を委託事業として実施。同委員会は、受託者からの進捗・結果報告を基に、平成 27 年度中に、目指す育成人材像を検証・確定。平成 28 年度以降は、必要に応じて教育カリキュラム等の改善方策の取りまとめ等に必要な追加調査を実施。同委員会の議論を経て、文部科学省が 250 大学に対して、育成すべき人材像のほか、カリキュラム改善方策等の各取りまとめ結果・確定事項を提示の上、公表する仕組みとした。</u>

担当府省名	厚生労働省
テーマ等	介護報酬改定における介護職員の処遇改善と社会福祉法人の在り方
指摘事項	・介護職員の確保については、賃金による処遇改善のみならず、人材のすそ野の拡大や多様な人材の参入促進、入職した者の定着促進、意欲や能力に応じたキャリアパスの整備、専門性の明確化による質の向上など、各般の施策を総合的に講じる必要がある。しかしながら、レビューシートにおいてこうした諸施策に関するビジョンが明らかにされているとは言い難く、①今後増大が見込まれる介護職員の確保に向け、明確かつ具体的なビジョンを定めるとともに、各般の施策の目標、その達成状況やそれを踏まえた改善策等をレビューシート等において明らかにすべきではないか。また、②離職の防止を図るため、その原因等につき、調査分析を更に進め、所要の対策を講じるべきではないか。 ・介護報酬改定に当たっては、提供するサービス毎の収支差率の状況を踏まえ、③介護事業者の収支が適正化するように介護報酬全体を引き下げるとともに、④介護職員の処遇改善が適切に図られるよう措置すべきではないか。 ・社会福祉法人は特別な地位を保障されており、業務制約等につき民間事業者と同列に論ずることは不適當である。社会貢献活動は公費支出の本来目的とはいえず、⑤社会福祉法人制度の見直しに当たっては、公費等を原資とした事業から生じた内部留保については、国庫に返納する、公費等を充てて現に実施している事業にのみ充当する、あるいは介護職員の処遇改善に充当することとすべきではないか。
個別項目	平成 27 年度政府予算案閣議決定時までに決定・実施した内容
介護職員の確保については、賃金による処遇改善のみならず、人材のすそ野の拡大や多様な人材の参入促進、入職した者の定着促進、意欲や能力に応じたキャリアパスの整備、専門性の明確化による質の向上など、各般の施策を総合的に講じる必要がある。しかしながら、レビューシートにおいてこうした諸施策に関するビジョンが明らかにされているとは言い難く、①今後増大が見込まれる介護職員の確保に向け、明確かつ具体的なビジョンを定めるとともに、各般の施策の目標、その達成状況やそれを踏まえた改善策等をレビューシート等において明らかにすべきではないか。	指摘を踏まえ、平成 26 年 10 月に社会保障審議会福祉部会の下に設置された福祉人材確保専門委員会において、引き続き議論を進めるとともに、その結果を踏まえ、2025 年に向けた介護人材確保のビジョン、施策目標等を含む「総合的な確保方策」を策定・公表する。 都道府県に対し 2025 年に向けた介護人材確保のための需給推計の実施（現在、集計・分析中）及び介護保険事業支援計画において当該推計結果を踏まえた対策を記載するよう依頼。 介護従事者確保のための事業を含む都道府県の取組を支援するため、新たに地域医療介護総合確保基金造成のための財源を確保。

また、②離職の防止を図るため、その原因等につき、調査分析を更に進め、所要の対策を講じるべきではないか。	指摘を踏まえ、現時点での調査・統計結果を踏まえた介護従事者の離職防止に向けた施策を進めるとともに、平成 27 年度に介護人材の離職事由についての詳細な調査研究を以下のスケジュールで行うこととする。 ・平成 27 年 6 月頃調査研究のためのワーキングチームを設置。 ・平成 27 年夏以降調査研究を実施。 ・平成 28 年 3 月までに調査研究の結果を踏まえ、必要に応じ所要の対策を講じる。 介護人材の早期離職防止のための対策等の介護従事者に係る「労働環境・処遇の改善」のための事業を含む都道府県の実施を支援するため、新たに地域医療介護総合確保基金において所要の財源を確保。
介護報酬改定に当たっては、提供するサービス毎の収支差率の状況を踏まえ、③介護事業者の収支が適正化するよう介護報酬全体を引き下げるとともに、 ④介護職員の処遇改善が適切に図られるよう措置すべきではないか。	平成 27 年度の介護サービス料金改定（介護報酬改定）は、介護保険料の上昇の抑制、介護サービスの利用者負担の軽減、介護職員の給料の引上げ、介護事業者の安定的経営の確保、という 4 つの視点を踏まえ、次のとおりとした。 ○改定率 ▲ 2. 27 % ・介護職員処遇改善加算の拡充（月＋1. 2 万円相当） + 1. 65 % ・中重度の要介護者や認知症高齢者に対して良好なサービスを提供する事業所や地域に密着した小規模な事業所に対する加算 + 0. 56 % ・収支状況などを反映した適正化等 ▲ 4. 48 %
社会福祉法人は特別な地位を保障されており、業務制約等につき民間事業者と同列に論ずることは不相当である。社会貢献活動は公費支出の本来目的とはいえず、⑤社会福祉法人制度の見直しに当たっては、公費等を原資とした事業から生じた内部留保については、国庫に返納する、公費等を充てて現に実施している事業にのみ充当する、あるいは介護職員の処遇改善に充当することとすべきではないか。	社会福祉法人制度の見直しについては、現在、社会保障審議会福祉部会において議論されているところ。

担当府省名	厚生労働省
テーマ等	医薬品に係る国民負担の軽減
指摘事項	・①現在の「ロードマップ」における後発医薬品シェアの目標を早急かつ大胆に引き上げるべきではないか。 ・後発医薬品の利用促進を図るためのインセンティブとして、例えば後期高齢者医療支援金の加算・減算制度の基準に後発医薬品の使用割合も用いるなど、②保険者単位での後発医薬品の使用割合に応じた公費支援の仕組みを導入すべきではないか。 ・③差額通知制度の促進を徹底し、国民の間に後発医薬品の使用が原則との意識を醸成すべきではないか。 ・④生活保護受給者への医療扶助に当たっては、後発医薬品の使用を原則とし、先発医薬品を使用する場合には後発医薬品との差額を自己負担とすることを検討するとともに、⑤自衛官、国家公務員共済、地方公務員共済、矯正施設、留置施設に関しては、後発医薬品の使用率の把握・公表及び使用の徹底に早急に取り組むべきではないか。更に、より根本的な対応としては、⑥後発医薬品と先発医薬品との差額を自己負担とするなど保険者制度、組織、主体の如何に関わらず、後発医薬品の使用の原則化を検討すべきではないか。
個別項目	平成 27 年度政府予算案閣議決定時までに決定・実施した内容
①現在の「ロードマップ」における後発医薬品シェアの目標を早急かつ大胆に引き上げるべきではないか。	平成 26 年度予算事業「ロードマップ検証検討事業」において、後発医薬品メーカーや都道府県におけるロードマップの達成状況について調査等を行うとともに、国内や諸外国の後発医薬品のシェアや後発医薬品メーカーの供給能力を把握する。その結果に基づいて目標の引き上げや達成時期の前倒しについても判断していく。
後発医薬品の利用促進を図るためのインセンティブとして、例えば後期高齢者医療支援金の加算・減算制度の基準に後発医薬品の使用割合も用いるなど、②保険者単位での後発医薬品の使用割合に応じた公費支援の仕組みを導入すべきではないか。	医療保険者が実施するデータヘルス（レセプト・健診等のデータ分析に基づく保健事業）の取組の中で、差額通知の促進等を通じて引き続き後発医薬品の使用促進を図っていく。また、後期高齢者支援金の加算・減算制度の指標に後発医薬品の使用割合を追加することについて、平成 27 年の医療保険制度改革の中で検討を行っていく。
③差額通知制度の促進を徹底し、国民の間に後発医薬品の使用が原則との意識を醸成すべきではないか。	
④生活保護受給者への医療扶助に当たっては、後発医薬品の使用を原則とし、先発医薬品を使用する場合には後発医薬品との差額を自己負担とすることを検討するとともに、	生活保護においては、平成 26 年時点の後発医薬品の数量シェアは、61.0%（医療全体の+6.5%）となり、ロードマップの目標値を達成したが、一方で自治体間でバラツキが大きいことから、平成 27 年度以降、数量シェアが一定割合以下の自治体において、後発医薬品の使用促進の取組を定めた計画を策定し、一層の使用促進に取り組む。 また、差額の自己負担については、医療全体における対応も踏まえ今後検討。

⑤自衛官、国家公務員共済、地方公務員共済、矯正施設、留置施設に関しては、後発医薬品の使用率の把握・公表及び使用の徹底に早急に取り組むべきではないか。	【自衛官】（防衛省） 防衛省・自衛隊において、後発医薬品の使用については、使用状況のフォローアップ、「自衛隊病院等後発医薬品採用リスト」の活用及び原則、医薬品の購入時には一般競争入札を採用することなどにより、現在、積極的に取り組んでいるところである。 今後も引き続き、診療への影響並びに在庫の状況を踏まえつつ、さらなる後発医薬品の採用の促進に努めていくところである。 平成27年度概算要求の積算に際し、直近（平成25年度）の使用実績が大きかった医薬品等を対象に、平成27年度中に後発医薬品化への移行努力が可能である品目を見込むことにより、削減可能な金額（△167百万円）を控除し、要求額を抑制した。 【国家公務員共済】（財務省） 御指摘を踏まえ、国家公務員共済組合においては、後発医薬品の使用率の把握・公表について、全保険者を対象とした後発医薬品使用率把握のための厚労省のシステム開発の予定等を見極めつつ、平成27年度にシステム開発を行い、平成28年度から把握する方向で検討を行っている。 後発医薬品の使用の徹底については、組合員に対する積極的な広報活動などを共済組合の平成27年度の事業計画・予算に盛り込むよう指導する予定である。 【地方公務員共済】（総務省） 多くの地方公務員共済組合においては、一定額以上の効果が出る者を対象とした後発医薬品差額通知や通知を行った際の効果測定を実施しているところであり、また、一部の組合では、独自に後発医薬品の使用率について把握しているところ。 今後の取組の推進について、引き続き指導していくとともに、御指摘を踏まえ、全保険者を対象とした厚生労働省におけるシステム開発の内容等を見極めつつ、速やかに後発医薬品の使用率把握のために地方公務員共済組合においてシステム改修を行う方向で検討する。 【矯正施設】（法務省） 矯正施設における後発医薬品の使用率の把握・公表については、既に行政事業レビューシートにおいて公表している。 なお、矯正施設に収容している被収容者は、国が強制的に身柄を拘束していることから、その診療等に係る費用については、国費で賄っているため、被収容者が使用する医薬品の調達に当たっては、既に商品名ではなく一般名で調達し、安価な医薬品の購入に取り組んでいる。 【留置施設】（警察庁） 各都道府県警察に対し、平成27年度予算の執行において、各留置施設における後発医薬品の使用の促進に取り組むことを指示する予定である。また、その使用状況の把握・公表を進める予定である。 既に15都道府県の留置施設において後発医薬品の利用を導入しており、その他の4県でも一部の大型留置施設等において導入している。
更に、より根本的な対応としては、⑥後発医薬品と先発医薬品との差額を自己負担とするなど保険者制度、組織、主体の如何に関わらず、後発医薬品の使用の原則化を検討すべきではないか。	後発医薬品の使用については、中央社会保健医療協議会において後発医薬品の使用促進策の影響を調査・検証し、平成28年診療報酬改定時に必要な対応を行う。 その中で、後発医薬品と先発医薬品との価格差に関しては、平成26年度診療報酬改定で導入した後発医薬品上市後、一定期間経過した先発医薬品（長期収載品）の薬価を引き下げる特例の効果を検証した上で必要な措置を検討する。 後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査を実施し、現在調査結果を集計・分析中。

担当府省名	農林水産省
テーマ等	水産業・漁村の多面的機能発揮のために国が果たすべき役割
指摘事項	・「水産業・漁村の持つ多面的な機能の発揮」という目的の下、一つのレビューシートに性格が異なるメニューが混在しているため、適切でない成果指標が設定され、また、執行状況が明らかでなく、事業内容の把握や成果の検証もできない状況となっており、①事業全体を一度ゼロベースで見直すべきではないか。 ・仮に事業を存続させる場合には、②メニューごとに成果目標を設定した上で、メニューごとに事業を分割する、メニューごとにレビューシート上で執行状況の公表や成果の検証を行うこと等により、③全てのメニュー・活動について見直し・改善を行うようにすべきではないか。 ・④目標に対し有効とはいえないメニュー・活動については、廃止を含め、国の支援のあり方を見直すべきではないか。特に、⑤漁村文化の承継として実施されている諸活動については、有効性が認められず、廃止を検討すべきではないか。また、⑥藻場、干潟の保全については、具体的な成果目標を改めて設定し、その成果を今まで以上に定量的に示すべきではないか。 ・また、当初想定していた関係者の費用負担と実態がかい離しており、地方公共団体に更なる負担を求めることを含め、⑦国、地方公共団体等の費用負担のあり方を見直すべきではないか。 ・⑧活動内容について国が評価する仕組みを検討し、活動に関する具体的な情報やその成果・評価をホームページにおいて公表するとともに、横展開できているかを把握・評価する仕組みを導入すべきではないか。
個別項目	平成 27 年度政府予算案閣議決定時までに決定・実施した内容
「水産業・漁村の持つ多面的な機能の発揮」という目的の下、一つのレビューシートに性格が異なるメニューが混在しているため、適切でない成果指標が設定され、また、執行状況が明らかでなく、事業内容の把握や成果の検証もできない状況となっており、①事業全体を一度ゼロベースで見直すべきではないか。	本事業の実施にあたっては、平成 24 年 6～8 月にかけて有識者による検討会を開催したところ。 一方、「秋のレビュー」でご指摘を受けたことから、当初予定していた事業期間終了後の平成 28 年度以降の事業内容、地方負担のあり方等について、再度、有識者等による検討会を 4 月を目途に開催し、ゼロベースで見直す。
仮に事業を存続させる場合には、②メニューごとに成果目標を設定した上で、メニューごとに事業を分割する、メニューごとにレビューシート上で執行状況の公表や成果の検証を行うこと等により、③全てのメニュー・活動について見直し・改善を行うようにすべきではないか。	メニューごとに、以下のとおり適切な成果目標を設定する。 (1) 国民の生命・財産の保全については、国民への貢献を目的として、不審船、環境異変の通報件数及び海難救助に参加した件数を成果目標とする。 (2) 地球環境保全については、水産環境の維持・回復を図ることを目的として、対象海域での生物についてその増加量を成果目標とする。 また、レビューシート上で執行状況の公表及び成果の検証を行い、今後、その検証結果を踏まえ、①に記載した事項に加え、更に必要なメニュー・活動の見直し・改善を行う。

④目標に対し有効とはいえないメニュー・活動については、廃止を含め、国の支援のあり方を見直すべきではないか。	漁村文化の承継の活動項目については、海難救助など国民の生命・財産の保全及び藻場の保全など地球環境保全に関連し、その効果を高める教育・学習に資するものに限定した。 地球環境保全の活動項目のうち、①環境にやさしい漁具への転換、②海洋汚染への対応整備を廃止した。 また、交付単価を見直し、縮減を行った。
特に、⑤漁村文化の承継として実施されている諸活動については、有効性が認められず、廃止を検討すべきではないか。	
また、⑥藻場、干潟の保全については、具体的な成果目標を改めて設定し、その成果を今まで以上に定量的に示すべきではないか。	藻場・干潟の保全については、これまで適切な成果目標となっていなかったことから、水産環境の維持・回復を図ることを目的として、対象海域での生物の増加量を成果目標として設定し、平成 27 年行政事業レビューシートに反映する。
また、当初想定していた関係者の費用負担と実態がかい離しており、地方公共団体に更なる負担を求めることを含め、⑦国、地方公共団体等の費用負担のあり方を見直すべきではないか。	地方公共団体に対し、平成 27 年度予算成立後、引き続き、応分の負担を一層求める通知を行う。 平成 28 年度以降の事業内容、地方負担のあり方等について、有識者等による検討会を本年 4 月を目途に立ち上げ、事業全体についてゼロベースで見直しを図る。
⑧活動内容について国が評価する仕組みを検討し、活動に関する具体的な情報やその成果・評価をホームページにおいて公表するとともに、横展開できているかを把握・評価する仕組みを導入すべきではないか。	活動内容については、成果目標の達成状況を分かりやすく示す統一的な評価基準を作成し 2 月を目途に公表する。これに基づき個々の活動の成果を評価するとともに、横展開の状況についても把握する。 活動の成果の評価、その他必要な情報等を含め 4 月末までにホームページ等で公表する。 また、横展開については、現在、全国で実施している講習会・報告会で、活動の課題の対応方策、優良事例、効果的な事業推進の留意点等について、周知を図っているところであり、この取組の効果がさらに高まる方策を検討する。 本事業のHP（ひとうみ.jp）において、活動に関する具体的な情報として、活動内容の詳細を掲載するとともに、横展開を図る観点から、12 月及び 1 月に開催される報告会の開催案内を掲載済みである。

担当府省名	経済産業省
テーマ等	石油製品の品質を確保するための手法の在り方
指摘事項	・品質不適合事案の実態に鑑みれば、すべてのＳＳ（ガソリンスタンド）を対象に一律の頻度で試買を行うのは不適切であり、①費用対効果を考慮して、安全性の配慮のための技術的な措置を講じているＳＳについては試買の頻度を下げるなど、実態に応じて、適切な試買の頻度やタイミングを見極めるべきではないか。 ・②油種についても、揮発油、軽油及び灯油ではリスクが異なり、不適合事案の発生割合も異なることから、試買の頻度にメリハリを付けるべきではないか。 ・③事業者が費用を負担する品質分析の対象への軽油及び灯油の追加、不正事案に対するサンクションの強化など規制の強化と試買事業の縮小を同時に進めることを検討するとともに、④ＳＳ以外の石油製品販売業者を含め事業者や事業者団体に対して品質確保のための自主的な取組を促すべきではないか。
個別項目	平成 27 年度政府予算案閣議決定時までに決定・実施した内容
・品質不適合事案の実態に鑑みれば、すべてのＳＳ（ガソリンスタンド）を対象に一律の頻度で試買を行うのは不適切であり、①費用対効果を考慮して、安全性の配慮のための技術的な措置を講じているＳＳについては試買の頻度を下げるなど、実態に応じて、適切な試買の頻度やタイミングを見極めるべきではないか。	指摘を踏まえ、ＳＳに対して実施する試買については、全ての油種について全国一律で実施する試買を改め、新たな試買方針に従い実施する。具体的には、問題の生じる可能性が低いＳＳの試買頻度を下げる一方で、油種毎の不適合の傾向や、消費者に重大な被害（異常燃焼等人命に係るもの等）を与える可能性が高い項目、油種による特性（使用量の多い厳冬地域での冬期における灯油等）等を踏まえ、過去に不適合が検出された事業者に係る事案等、不適合の検出が相対的に高いと考えられる事案に重点化して試買を行う。これにより、対象ＳＳ箇所数及び総検査数は現状から約半減程度に重点化される見込み。 具体的には、以下ＳＳについて重点的な試買を実施予定（調整中のため、試買対象については変更があり得る） 【過去に不適合（重大な被害の可能性がある項目）が確認された給油所の重点化】 1. 消費者に重大な被害を与える可能性が高い項目で、過去に不適合が確認されたＳＳを最重点化。 2. 過去のオクタン価不適合があったＳＳ。 【過去に不適合が確認された給油所を運営する事業者の全給油所の重点化】 3. 1. を運営する事業者の全ＳＳの重点化。 4. 27 年度中に不適合が出たＳＳへ再試買。 【不適合が起こる可能性が高い地域の重点化】 5. 廉売競争が激しい地域にあるＳＳ。 6. 輸入製品の流通地域。 【運営主体が替わるＳＳの重点化】 7. 運営者交替、新規ＳＳ。 など
・②油種についても、揮発油、軽油及び灯油ではリスクが異なり、不適合事案の発生割合も異なることから、試買の頻度にメリハリを付けるべきではないか。	具体的には、以下油種を扱うＳＳについては、全ての油種を購入するのではなく、該当油種のみ購入することで重点的な試買を実施予定（調整中のため、試買対象については変更があり得る） 【揮発油、軽油】 1. E3、E10、B5 取扱いＳＳ。（E3 又は E10 はそれぞれ、エタノール 3 体積％以下又は 10 体積％以下混ざった揮発油。B5 は、脂肪酸メチルエステルが 5 質量％以下混ざった軽油のこと。E3 及び E10 取扱いＳＳは揮発油のみ、B5 取扱いＳＳは軽油のみ） 2. 不正軽油が疑われるＳＳやその地域。（不正混和の疑いにより、揮発油・軽油） 【灯油】 冬期の灯油需要が高い厳冬地域にあるＳＳ。 など

・③事業者が費用を負担する品質分析の対象への軽油及び灯油の追加、不正事案に対するサンクションの強化など規制の強化と試買事業の縮小を同時に進めることを検討するとともに、SS以外の石油製品販売業者を含め事業者や事業者団体に対して品質確保のための自主的な取組を促すべきではないか。	品確法では油種の中でも揮発性が高く消費者に多大な被害を与える可能性が相対的に高い揮発油について、規格に対する適合義務に加え、事業者には分析義務を課し、負担を求めているところ。軽油及び灯油についても、品確法で規格に対する適合義務は課しているものの、指摘を踏まえ改めて近年のSS事業者以外の石油製品販売業者を含めた事故事例や試買における不適合の傾向等を精査し、必要な対応について検討を行う。 軽油、灯油について、改めて最近のSS及びSS以外の石油製品販売業者の事故事例や、試買による不適合案件の内容、傾向等の精査を開始。今後、専門家や関連事業者団体等と議論をしながら、試買の重点化による不適合率の推移も踏まえ、必要な対応について検討していく。
・事業者が費用を負担する品質分析の対象への軽油及び灯油の追加、不正事案に対するサンクションの強化など規制の強化と試買事業の縮小を同時に進めることを検討するとともに、④SS以外の石油製品販売業者を含め事業者や事業者団体に対して品質確保のための自主的な取組を促すべきではないか。	自主的な取組みについては、既に事業者団体も、例えば荷卸しキャンペーン等を行うなどの取組みを行っており、このような取組の徹底を引き続き業界に求めていく。また、SS以外の石油製品販売業者については、事故事例やこれらの事業者における流通や取扱い実態を把握し、必要な検討を行う。 石油元売各社及び主要な小売事業者並びに関連事業者団体に対し、冬期の灯油需要期であることも踏まえ、コンタミ事案（※）防止の取組の徹底を要請。コンタミ事案について、事例内容やその対応策等を収集しこれを広く石油販売業者に提供するスキームの充実に向けた検討を開始した。 （※）コンタミ事案・・・1つの油種（例えば揮発油）に別の油種（灯油）が混ざること、あるいは油に水などの異物が混ざること

担当府省名	経済産業省
テーマ等	商店街活性化施策の在り方
指摘事項	・ 地域商業自立促進事業（現行事業）は、補助対象の商店街における歩行者通行量や売上高に関する成果目標を設定しているが、①事業本来の目的である「全国への波及」を検証できる定量的な指標についても設けるべきではないか。その検証を行うためにも、補助対象となった商店街の効果検証が客観的なものである必要があることから、②歩行者通行量や売上げ等の指標の計測条件を徹底するとともに、③売上げや利益に関する情報等評価に必要な情報提供に応じることを補助の条件とすることを検討すべきではないか。 - また、④事業終了後の効果検証を継続的に実施すべきではないか。 ・ ⑤補助事業を採択するに当たっては、「効果の継続性」についての評価を高めること等により効果の継続性を十分に見極めるとともに、⑥事業終了後の補助対象の商店街の自立促進を促すべきではないか。 ・ ⑦地方自治体との役割分担については、自治体から財政支出があるなど、事業への地方自治体による強力な関与がある案件、とりわけ、人口減少などの社会情勢の変化を踏まえ、商店街の集約・統合など構造的な課題に取り組む地方自治体の関与がある案件を優先的に採択すべきではないか。
個別項目	平成 27 年度政府予算案閣議決定時までに決定・実施した内容
・ 地域商業自立促進事業（現行事業）は、補助対象の商店街における歩行者通行量や売上高に関する成果目標を設定しているが、①事業本来の目的である「全国への波及」を検証できる定量的な指標についても設けるべきではないか。	指摘を踏まえ、全国への波及を検証できる定量的な指標を新たに設定する。 平成 27 年度行政事業レビューシートにおいて、成果指標として、「他の商店街への事業波及効果が認められた補助事業の割合」を新たに設定することとする。
・ その検証を行うためにも、補助対象となった商店街の効果検証が客観的なものである必要があることから、②歩行者通行量や売上げ等の指標の計測条件を徹底するとともに、売上げや利益に関する情報等評価に必要な情報提供に応じることを補助の条件とすることを検討すべきではないか。	指摘を踏まえ、成果指標である「歩行者通行量」及び「売上高」について、指標の計測条件を徹底する。 補助事業者に対して、事業実施前・事業実施後それぞれにおいて、「歩行者通行量」については同一月内における平日 2 日間の平均値、「売上高」については当該年度 1 年間の総計の測定を義務付けることとする。
・ その検証を行うためにも、補助対象となった商店街の効果検証が客観的なものである必要があることから、歩行者通行量や売上げ等の指標の計測条件を徹底するとともに、③売上げや利益に関する情報等評価に必要な情報提供に応じることを補助の条件とすることを検討すべきではないか。	指摘を踏まえ、「歩行者通行量」及び「売上高」並びにその他の事業評価に必要な情報提供に応じることを補助の条件とする。 補助事業者に対して、成果指標である「歩行者通行量」及び「売上高」に係る 5 年間の目標値の設定及び事業実施後 5 年間の事業実施効果報告書の提出を義務付け、これを事業採択の条件とする。 加えて、補助事業者に対して、事業特性に応じた追加指標や、今後の全国への波及に当たって、当該事業の成功要因等、他の商店街の参考となり得るような情報の提供を行うことについて、事前に了解を取り、全国への波及を進めることとする。
・ また、④事業終了後の効果検証を継続的に実施すべきではないか。	指摘を踏まえ、事業終了後の効果検証を継続的に実施するためのフォローアップ体制を強化する。上記のとおり、補助事業者に対して、事業実施効果に係る 5 年間の目標値の設定及び事業実施後 5 年間の事業実施効果報告書の提出を義務付ける。 そのうえで、各年度の目標値を達成していない補助事業者に対しては、目標達成のための今後のより具体的な対応策について新たに報告義務を課することとする。

・ ⑤補助事業を採択するに当たっては、「<u>効果の継続性</u>」についての評点を高めること等により<u>効果の継続性を十分に見極めるとともに、事業終了後の補助対象の商店街の自立促進を促すべきではないか。</u>	指摘を踏まえ、補助事業を採択するに当たっては、「<u>効果の継続性</u>」についての評点を高めること等により、効果の継続性を十分に見極める。 補助事業者に対して、補助金申請書において、「補助事業の効果の継続性を確保するための取組」の記載を義務付けるとともに、事業採択にあたって「効果の継続性」を新たな評価項目として設定する。 加えて、上記のとおり、各年度の目標値を達成していない補助事業者については、目標達成のための今後のより具体的な対応策についても報告義務を課すこととする。
・ 補助事業を採択するに当たっては、「<u>効果の継続性</u>」についての評点を高めること等により<u>効果の継続性を十分に見極めるとともに、⑥事業終了後の補助対象の商店街の自立促進を促すべきではないか。</u>	指摘を踏まえ、事業終了後の補助対象の商店街の自立促進を促すためのフォローアップ体制を強化する。 上記のとおり、補助事業者に対して、補助金申請書において、「補助事業の効果の継続性を確保するための取組」の記載を義務づける。 そのうえで、地方自治体に対しては、支援計画書において、地方自治体のより具体的な関与方法（例：補助金による支援、人的支援、情報発信活動）の記載を求めることにより、地方主導による商店街の活性化を促すこととする。
・ ⑦地方自治体との役割分担については、<u>自治体から財政支出があるなど、事業への地方自治体による強力な関与がある案件、とりわけ、人口減少などの社会情勢の変化を踏まえ、商店街の集約・統合など構造的な課題に取り組む地方自治体の関与がある案件を優先的に採択すべきではないか。</u>	指摘を踏まえ、地方自治体との役割分担については、地方自治体の関与についての評点を高めること等により、地方自治体の関与の強い案件、とりわけ、商店街の集約・統合など構造的な課題に取り組んでいる案件を優先的に採択することとする。 上記のとおり、地方自治体に対して、支援計画書において、地方自治体のより具体的な関与方法の記載を求める。 また、地域が抱えている構造的な課題に当該事業がどのように貢献し得るものなのかを審査・評価する。 そのうえで、「地方自治体との役割分担」について、事業採択に当たって審査のウェイトを引き上げ、地方自治体の関与の強い案件、とりわけ、商店街の集約・統合など構造的な課題に取り組んでいる案件を優先的に採択する。

担当府省名	国土交通省
テーマ等	住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保
指摘事項	・ ①新規要求事業である「住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業」については、今年の公開プロセスにおいて廃止判定を受けた先行事業が抱えていた問題点が依然、解消されず、抜本的な見直しが必要ではないか。 ・ 住宅確保要配慮者の入居ニーズについて、依然として把握できているとは言い難く、対象とする公営住宅落選者の実態や、居住地域による偏在も含め、具体的にどのようなニーズがあるのか明確に把握する必要がある。入居対象者の範囲の設定についても、対象者の実態分析や地域事情等を踏まえ、さらに検討する必要がある。こうした点のほか、そもそも、具体的な入居ニーズがある場合に改修を行うスキームではないことから、入居を望む住宅確保要配慮者のニーズに応じた改修が担保されるとは言い難いほか、オーナー側が同事業に応じるインセンティブも確保できているとは言い難い。 ・ 先行事業のこれまでの執行実態によれば、制度が想定した要配慮者の入居率は低く、さらに、見直し案において入居対象者の限定等補助要件を厳しくしたことにより、住宅オーナー側の意欲の減退が見込まれることから、前年と同様の予算要求額は、明らかに過大である。 ・ 以上より、まずは、②入居対象となる住宅確保要配慮者の入居ニーズや住宅オーナーの意向調査から行うべきではないか。③その上で、事業を行うとした場合にも、具体的な入居ニーズがある場合にニーズに応じた改修の費用を補助するというオンデマンド型の事業に転換する等住宅確保要配慮者の個々のニーズにより的確に対応する仕組みや居住支援協議会が設立される単位である地方公共団体に委ねることを検討すべきではないか。
個別項目	平成 27 年度政府予算案閣議決定時までに決定・実施した内容
・ ①新規要求事業である「住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業」については、今年の公開プロセスにおいて廃止判定を受けた先行事業が抱えていた問題点が依然、解消されず、抜本的な見直しが必要ではないか。 ・ ③その上で、事業を行うとした場合にも、具体的な入居ニーズがある場合にニーズに応じた改修の費用を補助するというオンデマンド型の事業に転換する等住宅確保要配慮者の個々のニーズにより的確に対応する仕組みや居住支援協議会が設立される単位である地方公共団体に委ねることを検討すべきではないか。	指摘を踏まえ、平成 26 年度中に入居対象となる住宅確保要配慮者の入居ニーズや住宅オーナーの意向調査を行うこととする。事業を行うとした場合にも、次のとおり抜本的な見直しを実施。 (1) 居住支援協議会等において、事業の実施意向のある者（住宅オーナー等）の募集を行い、住宅情報の登録を実施するとともに、公営住宅の落選者等に登録住宅の情報提供を行い、登録住宅に係る入居ニーズを確認。 (2) 公営住宅の落選者等より入居ニーズが示された登録住宅について、入居希望者の意向を踏まえた上で改修工事の内容等を決定（オンデマンド型の事業に転換）。 上記の見直し等を踏まえ、当初 100 億円を要求していた国費を 25 億円とする。 なお、国による支援は、制度の普及・定着が図られるまでの 3 ヶ年に限った措置とし、それ以降は、地域の住宅政策を担う地方公共団体による支援や居住支援協議会の自主的な取組に委ねることとする。
・ ②入居対象となる住宅確保要配慮者の入居ニーズや住宅オーナーの意向調査から行うべきではないか。	指摘を踏まえ、入居対象となる住宅確保要配慮者の入居ニーズや住宅オーナーの意向調査に関して、具体の調査内容等を決定。平成 26 年度中に調査のとりまとめを行う。

担当府省名	環境省
テーマ等	地球温暖化対策に関する PDCA サイクルの在り方
指摘事項	・ ①「温暖化防止国民運動事業」、「低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金」、「二国間オフセット・クレジット制度の構築等事業」、「一足飛び」型発展の実現に向けた資金支援基金／ADB 拠出金」について、地球温暖化対策全体の中での事業の位置づけの明確化等を図りながら、各事業が達成すべき定量的なCO₂削減目標等を設定すべきではないか。仮に、個別の事業ごとに目標を設定することが困難であるとしても、分野別に複数の事業を大括り化し、分野ごとの目標を設定すべきではないか。 ・ また、②これまでに実施した対策のコスト分析を進めること等により、CO₂を1トン削減するため、いくらまでの費用を許容するのかの基準を可能な限り定め、費用対効果の意識をもって、それぞれの事業を進めるべきではないか。限られた予算を効果的に活用するには、1円当たりのCO₂削減量が一番大きい事業から実施していくことを基本とすることが最も適切であり、③どの事業がCO₂削減に最も効果的なのかを正確に把握することが必要ではないか。
個別項目	平成 27 年度政府予算案閣議決定時までに決定・実施した内容
・ ①「温暖化防止国民運動事業」、「低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金」、「二国間オフセット・クレジット制度の構築等事業」、「一足飛び」型発展の実現に向けた資金支援基金／ADB 拠出金」について、地球温暖化対策全体の中での事業の位置づけの明確化等を図りながら、各事業が達成すべき定量的なCO₂削減目標等を設定すべきではないか。仮に、個別の事業ごとに目標を設定することが困難であるとしても、分野別に複数の事業を大括り化し、分野ごとの目標を設定すべきではないか。	指摘を踏まえ、定量的なCO₂削減目標等を以下のスケジュールに沿って設定することとする。 (スケジュール) 低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金及び二国間オフセット・クレジット制度の構築等事業については、平成 27 年 7 月上旬までに目標等の値の再検討を行うこととする。 また、「一足飛び」型発展の実現に向けた資金支援基金／ADB 拠出金については、現在の目標値を平成 30 年度の CO₂ 削減量として定めているが、平成 27 年 7 月上旬までには、年度ごとのCO₂削減量を目標値として設定することとする。 温暖化防止国民運動事業についても、現在の目標値を「Fun to Share 賛同宣言社数」として定めているが、平成 27 年 7 月上旬までには、CO₂削減量を目標値とする具体的な設定方法を検討することとする。
・ また、②これまでに実施した対策のコスト分析を進めること等により、CO₂を1トン削減するため、いくらまでの費用を許容するのかの基準を可能な限り定め、費用対効果の意識をもって、それぞれの事業を進めるべきではないか。	低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金及び二国間オフセット・クレジット制度の構築等事業、「一足飛び」型発展の実現に向けた資金支援基金／ADB 拠出金については、設備導入を支援する補助事業であることから、事業を実施することで得られるCO₂削減量を算出できるため、事業の採択に当たって、事業の費用対効果を審査項目の1つとして位置づけているところではあるが、指摘のとおり費用対効果の意識を持ち、より有効性・効率性の高い事業を推進していくため、事業者の提出した費用対効果を適切に採点に結びつけられる審査基準（指針）を定めることを検討する。 温暖化防止国民運動事業についても、目標とするCO₂削減目標達成に向けて費用対効果を適切に採点に結びつけられる審査項目を設定できないか検討する。 (スケジュール) 低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金及び二国間オフセット・クレジット制度の構築等事業、「一足飛び」型発展の実現に向けた資金支援基金／ADB 拠出金については、平成 27 年度事業の実施までに、採択事業を選定する審査において費用対効果の値を適切に点数化させる原則的な審査基準を事業担当者に示すこととする。 なお、その後、他の補助事業でも上記審査基準を用いることが出来るか検討し、平成 27 年度中に展開を図る。

・ 限られた予算を効果的に活用するには、1円当たりのＣＯ２削減量が一番大きい事業から実施していくことを基本とすることが最も適切であり、<u>③どの事業がＣＯ２削減に最も効果的なのかを正確に把握することが必要ではないか。</u>	指摘のとおり、事業により CO2 を 1 トン削減するために必要となるコストを適切に評価することは、重要であるため、事業効果算定ガイドブックの客観性や適切性を向上させ、事業の費用対効果を重要な審査項目の 1 つとして、より効果的・効率的に事業を推進することとする。 (スケジュール) ＣＯ２削減量の目標値を算出するための考え方を示した地球温暖化対策事業効果算定ガイドブックを平成 24 年 7 月に策定したが、今年度から実施している補助事業完了後の事業効果の検証により、実際のＣＯ２削減量や算出手法の客観性や適切性の向上をすすめ、平成 27 年度から同ガイドブックを改訂する検討を行うこととする。
--	---

担当府省名	復興庁	
テーマ等	基金に関する事業	
指摘事項	「造船業等復興支援基金（造船業等復興支援事業）（復興庁所管事業）」 ・本年９月の基金シートについては、事業の将来見込みと執行実績との間で大きな乖離が生じており、事業の執行計画は無理のない現実的なものとは言い難く、また、需要の把握、事業の進捗管理が適切とは言い難いと考えられ、資金の滞留が認められる。余剰資金は自己点検が行われた際に国庫返納すべきであったのではない。 ・また、今般提示された見直しについては、個別の事業の規模・積算や資機材費の増分の見込み、申請予定の企業の見込みが過大となっていないかなど更に精査を行い、余剰資金があれば、国庫返納を行うべきではないか。	
個別項目		平成 27 年度政府予算案閣議決定時までに決定・実施した内容
・本年９月の基金シートについては、事業の将来見込みと執行実績との間で大きな乖離が生じており、事業の執行計画は無理のない現実的なものとは言い難く、また、需要の把握、事業の進捗管理が適切とは言い難いと考えられ、資金の滞留が認められる。余剰資金は自己点検が行われた際に国庫返納すべきであったのではない。 ・また、<u>今般提示された見直しについては、個別の事業の規模・積算や資機材費の増分の見込み、申請予定の企業の見込みが過大となっていないかなど更に精査を行い、余剰資金があれば、国庫返納を行うべきではないか。</u>		今般の指摘事項を踏まえ、再度個別事業の規模・積算の精査を行ったところ、余剰見込み資金は、７．７億円増加し、３５億円となる見込みとなった。 補助金申請交付の締め切りである２６年度末までの間、集約化等に要する整備が適正規模に実施されるべく、引き続き、助言・指導等を行っていくこととし、２７年度初めに補助金交付決定額を確定後、資機材費の増分等による変更承認に対応するために必要となる資金を再度精査の上、余剰となる資金を平成２７年度以降に国庫返納する。 東北地方の被災した各地区の造船事業者に対して本補助金制度の利用に関しての再調査を行い、今後の補助金申請予定の案件数を確認した。 合わせて、補助金申請予定案件については、その事業内容についても確認を行い、規模・積算の精査を行った。

担当府省名	国土交通省	
テーマ等	基金に関する事業	
指摘事項	「まち再生基金（まち再生出資事業）（国土交通省所管事業）」 ・本年9月の基金シートについては、事業の将来見込みと執行実績との間で大きな乖離が生じており、事業の執行計画は無理のない現実的なものとは言い難く、また、需要の把握、事業の進捗管理が適切とは言い難いと考えられ、資金の滞留が認められる。余剰資金は自己点検が行われた際に国庫返納すべきであったのではないか。 ・また、今般提示された見直し案については、足元の状況に照らし今後の事業見込みが過大となっていないか、回収予定額が見込めないか等について更に精査を行い、余剰資金があれば、国庫返納を行うべきではないか。 （注）国土交通省は、「秋のレビュー」直前に、約136億円を国庫返納するとの見直し案を提示。	
個別項目	平成27年度政府予算案閣議決定時までに決定・実施した内容	
「まち再生基金（まち再生出資事業）（国土交通省所管事業）」 ・本年9月の基金シートについては、事業の将来見込みと執行実績との間で大きな乖離が生じており、事業の執行計画は無理のない現実的なものとは言い難く、また、需要の把握、事業の進捗管理が適切とは言い難いと考えられ、資金の滞留が認められる。余剰資金は自己点検が行われた際に国庫返納すべきであったのではないか。 ・また、今般提示された見直し案については、<u>足元の状況に照らし今後の事業見込みが過大となっていないか、回収予定額が見込めないか等について更に精査を行い、余剰資金があれば、国庫返納を行うべきではないか。</u> （注）国土交通省は、「秋のレビュー」直前に、約136億円を国庫返納するとの見直し案を提示。	・これまでは民都機構に相談のあったすべての案件に対応できる基金残高が必要であると整理していたが、過去の実績等を踏まえ、より精度の高い事業見込みの算定を行うよう見直し、余剰資金（135億65百万円）について国庫返納する。 ・「秋のレビュー」を踏まえ、更に精査を行い、ご指摘のあった回収予定額等（配当、運用益及び管理費）について、過去10年間の平均額を収支として見込むことにより、基金の必要額を再度算定し、その結果追加的に生じる余剰資金（2億13百万円）についても上記に加え国庫返納する。	

担当府省名	国土交通省
テーマ等	基金に関する事業
指摘事項	「民間再開発促進基金（国土交通省所管事業）」 ・本年9月の基金シートについては、事業の将来見込みと執行実績との間で大きな乖離が生じており、事業の執行計画は無理のない現実的なものとは言い難く、また、需要の把握、事業の進捗管理が適切とは言い難いと考えられ、資金の滞留が認められる。余剰資金は自己点検が行われた際に国庫返納すべきであったのではないか。 ・また、①今般提示された見直し案については、26年度の事業見込みが過大となっていないかについて更に精査を行い、余剰資金があれば、国庫返納を行うべきではないか。 ・②この基金事業の必要性を明らかにするため、当該基金事業に対するニーズをより具体的に明らかにするべきではないか。 （注）国土交通省は、「秋のレビュー」直前に、約28億円を国庫返納するとの見直し案を提示。
個別項目	平成27年度政府予算案閣議決定時までに決定・実施した内容
「民間再開発促進基金（国土交通省所管事業）」 ・本年9月の基金シートについては、事業の将来見込みと執行実績との間で大きな乖離が生じており、事業の執行計画は無理のない現実的なものとは言い難く、また、需要の把握、事業の進捗管理が適切とは言い難いと考えられ、資金の滞留が認められる。余剰資金は自己点検が行われた際に国庫返納すべきであったのではないか。 ・また、①今般提示された見直し案については、26年度の事業見込みが過大となっていないかについて更に精査を行い、余剰資金があれば、国庫返納を行うべきではないか。 ・②この基金事業の必要性を明らかにするため、当該基金事業に対するニーズをより具体的に明らかにするべきではないか。 （注）国土交通省は、「秋のレビュー」直前に、約28億円を国庫返納するとの見直し案を提示。	①「秋のレビュー」にて提示した見直し案のとおり、足許の実績等を基により合理的な見込みの算定を行い、27億57百万円を国庫に返納する。（反映時期：平成27年度末） また、「秋のレビュー」後に、平成26年度の事業見込みについて、更に精査を行ったところ、平成26年度の債務保証予定件数の減少が見込まれることから、事業見込みを5億73百万円から5億53百万円に減額し、27百万円を国庫に追加返納する。（反映時期：平成27年度末） ②市街地再開発協会のホームページ等において、初動期資金及び建設資金の債務保証活用の具体的事例をもとに、債務保証に対するニーズを分かりやすく示すこととする。（反映時期：平成26年度末）